

当院は、『入院時食事療養費（Ⅰ）』の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。患者さんの1食あたりの標準負担額は下表の通りです。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）

| 所得区分 |          | 標準負担額（1食あたり）  |
|------|----------|---------------|
| 区分ア  | 現役並みⅢ    | 1食につき510円（※1） |
| 区分イ  | 現役並みⅡ    |               |
| 区分ウ  | 現役並みⅠ    |               |
| 区分エ  | 一般       |               |
| 区分オ  | 低所得Ⅱ（※2） | 1食につき240円     |
|      | 低所得Ⅰ     | 1食につき110円     |

（※1） 指定難病受給者証適用患者は1食につき300円

（※2） 過去12ヶ月で90日を超える入院をした場合、91日目から食事代が190円に減額となります。

（市町村窓口でのお手続きが必要となります。）

令和7年4月1日  
光ヶ丘スペルマン病院 病院長